

20 その他資料（選挙啓発関連資料，選挙公報）



市役所横断幕



デュオこうべ ペナント



ポスター掲示場(兵庫県第1区)



ポスター掲示場(兵庫県第2区)



ポスター掲示場(兵庫県第3区)



ポスター掲示場(兵庫県第4区)



県市合同啓発イベント



投票風景

選挙のお知らせ

平成17年8月発行 / 神戸市選挙管理委員会

衆議院議員総選挙・最高裁判所 裁判官国民審査

9月11日(日)午前7時～午後8時 そろって投票しましょう



平成16年度明るい選挙をすすめるポスターコンクール特選
県立兵庫工業高等学校 橋本佳千さんの作品

投票所が変更になった地域

区名	投票所が変更になった地域	新しい投票所
北 区	山田町小部字 (杉ノ木、堂ノ前、広刈、法殿ノ下)	小部東小学校 (鈴蘭台北町7丁目)
	唐櫃台1～4丁目、 有野町唐櫃781～1329番地	からと集会所 (唐櫃台3丁目)



選挙のめいすいくんの弟 「ただしくん」
選挙のめいすいくん 「めいすいくん」
選挙のめいすいくんの妹 「メイちゃん」

◆神戸市で投票できる人は

- ▼昭和60年9月12日までに生まれた人で、今年の5月29日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人です。
※昭和60年9月2日までに生まれた人で、今年の5月30日から6月1日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人は、9月2日以降投票できます。
※今年の5月30日以降に神戸市に転入届を出した人(上記の※印に該当する人を除く)で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で投票ができます。

◆投票所は

- ▼「投票のご案内」を公示日(8月30日)以降に世帯ごとに封筒でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ記載の投票所にご持参ください。
※なくしたり、忘れたりしても投票できますので、投票所でお申し出ください。
- ▼今回から投票所が変わるところがあります。
左下の「投票所が変更になった地域」をご覧ください。
- ▼市内(区内)で住所を移した人の投票所は次のとおりです。
①今年の8月15日までに「市内転入届」を出した人⇒新しい住所地の投票所になります。
②8月16日以降に「市内転入届」を出した人⇒もとの住所地の投票所になります。
- ▼目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由などで字を書くことのできない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。
- ▼ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月(○月生まれ)をお尋ねしています。

◆期日前投票は

- ▼選挙期日(9月11日)に仕事やレジャー・買い物などの予定のある人は、手続きが簡素化され、投票しやすくなった期日前投票ができます。ご活用ください。
選挙人名簿に登録されている区役所へお越しください。その場で期日前投票ができます。印鑑は不要です。ただし、宣誓書への記載は必要です。
※北区の選挙人名簿に登録されている人は、北区役所のほか北神出張所や連絡所(山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河)でも期日前投票ができます。
※須磨区の選挙人名簿に登録されている人は、須磨区役所のほか北須磨支所でも期日前投票ができます。
※西区の選挙人名簿に登録されている人は、西区役所のほか西神中央出張所や連絡所(伊川谷、押部谷、神出、岩岡、榎谷、平野)でも期日前投票ができます。

【受付期間】

- ①期 間
衆議院議員総選挙 ⇒ 平成17年8月31日(水)～9月10日(土)
※公示日(30日(火))は投票できませんので、ご注意ください。
最高裁判所裁判官国民審査 ⇒ 9月4日(日)～9月10日(土)
- ②時 間

午前8時30分～午後8時(土、日曜日でも受付)

ただし、北区、西区の連絡所は、午前9時から午後5時までとなります。

※選挙期日には20歳を迎えるが、期日前投票をする日に、まだ19歳の方は、期日前投票はできませんが、従来どおりの不在者投票をすることができます。投票場所、受付期間は、期日前投票と同じです。

◆不在者投票は

※旅行や出張で選挙期日の投票も期日前投票もできない場合は、手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

▼病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は

その施設が「不在者投票施設」に指定されていれば、施設内で投票できます。各施設にご確認ください。

▼身体障害者手帳、介護保険の被保険者証などをお持ちの人は

身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの人は、障害の程度によって、また、介護保険の被保険者証（※介護保険資格者証ではありません。）をお持ちで「要介護5」の人は、事前に申請を行うことによって、自宅等で「郵便等による不在者投票」を行うことができます。

※「郵便等による不在者投票」の対象の方で、上肢障害若しくは視覚障害が1級等の人は、代理記載制度があります。

※あらかじめ、「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票用紙は、9月7日（水）までに「郵便等投票証明書」を添えて選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に請求してください。

◆衆議院議員総選挙のしくみ

◇「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」があります。

▼神戸市の「小選挙区選挙」の選挙区は次のとおりです。

各選挙区の定数は1人です。

- ・兵庫県第1区・・・東灘区・灘区・中央区
- ・兵庫県第2区・・・兵庫区・北区・長田区
- ・兵庫県第3区・・・須磨区・垂水区
- ・兵庫県第4区・・・西区・西脇市・三木市・小野市・加西市・美嚢郡・加東郡・多可郡

▼「比例代表選挙」の選挙区は近畿ブロックに属しています。

近畿ブロックは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県です。

定数は29人です。

▼「小選挙区選挙」は候補者の氏名を、「比例代表選挙」

は政党等の名称又は略称をそれぞれの投票用紙に書いて投票します。

▼遠洋漁業や外国航路などの船（指定船舶）に乗船される船員のために、「洋上投票制度」があります。

今回の選挙では、「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」の投票ができます。（※あらかじめ、「選挙人名簿登録証明書」を取り寄せておく必要があります。）

▼国外に出ておられる人のために、「在外投票制度」があります。

今回の選挙では、「比例代表選挙」の投票ができます。（※「在外選挙人名簿」に登録されている必要があります。）投票方法が選べます。

詳しくは、市・区選挙管理委員会までお問い合わせください。

ホームページで投・開票速報

9月11日（日）に、選挙管理委員会のホームページ上で衆議院議員総選挙の投・開票速報を行います。当日は下記のアドレスからご覧ください。

※神戸市役所HP <http://www.city.kobe.jp/>

※神戸市選挙管理委員会 <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/60/>

また、選挙期間中は、期日前投票者数などの速報も行っています。

お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区	〒658-8570	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号	☎841-4131(代)
灘区	〒657-8570	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号	☎843-7001(代)
中央区	〒651-8570	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号	☎232-4411(代)
兵庫区	〒652-8570	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号	☎511-2111(代)
北区	〒651-1195	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	☎593-1111(代)
長田区	〒653-8570	神戸市長田区北町3丁目4番地の3	☎579-2311(代)
須磨区	〒654-8570	神戸市須磨区中島町1丁目1番1号	☎731-4341(代)
北須磨支所	〒654-0195	神戸市須磨区中落合2丁目2番5号	☎793-1212(代)
垂水区	〒655-8570	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	☎708-5151(代)
西区	〒651-2195	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3	☎929-0001(代)
市	〒650-8570	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	☎322-5815(直)

※各区選挙管理委員会への郵便物は、上記の郵便番号と「〇〇区選挙管理委員会」宛で届きます

神戸市選挙管理委員会 ☎078-322-5815~6(直)

**衆議院議員総選挙・
最高裁判所裁判官国民審査**

投票日は9月11日(日) 7:00~20:00

そろって投票しましょう

投票日に仕事やレジャー・買い物などを予定している人は、期日前投票をしましょう。

▶ 期間=衆議院選挙 8月31日~9月10日
国民審査 9月4~10日

▶ 時間=8:30~20:00
(土・日曜も受け付け、連絡所は9:00~17:00)

▶ 場所=選挙人名簿に登録されている区役所・支所・出張所・連絡所で

☎市選挙管理委員会(☎322-5815、FAX322-6150)

神戸市長選挙 投票日は10月23日(日)